

## 第26回参議院議員通常選挙に伴う在外選挙(郵便等投票のための投票用紙の早期請求等について)

●本年夏、参議院議員通常選挙が実施される予定です。在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証をお持ちの方は、海外から投票することができます。

●海外からの投票方法として、「在外公館投票」のほか、「郵便等投票」も可能です。「郵便等投票」の手続には一定の時間がかかります。投票用紙等は、選挙の告示日を待つことなくいつでも登録先の市区町村選挙管理委員会に請求できます。「郵便等投票」をご利用の方は、お早めに請求してください。

1. 本年夏、参議院議員通常選挙が実施される予定です。在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証をお持ちの方は、「在外公館投票」、「郵便等投票」及び「日本国内における投票」の3つの投票方法により投票することができます。

2. 海外からの投票方法として、「在外公館投票」のほか、「郵便等投票」も可能です。「郵便等投票」は、新型コロナウイルス感染防止の一助にもなります。ご活用ください。

「郵便等投票」は、在外選挙人名簿に登録された方が海外から登録先市区町村選挙管理委員会に対して、投票用紙等を直接請求し、その交付を受け、記載済み投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会に郵送する投票方法です。投票用紙等の請求・交付・送付に、選挙管理委員会と1往復半のやりとりを要するため、「郵便等投票」の手続には一定の時間がかかります。

なお、投票用紙等は、選挙の告示日を待つことなくいつでも請求することができます。「郵便等投票」をご利用の方は、お早めに請求してください。請求方法等、ご不明な点については、登録先の市区町村管理委員会にご照会ください。

3. 「郵便等投票」のために投票用紙等の交付を受けた後でも、「郵便等投票」から「在外公館投票」に投票方法を切り替えることは可能です。

ただし、「郵便等投票」のために投票用紙等を登録先の市区町村選挙管理委員会に請求する際、投票用紙等請求書と共に在外選挙人証を送付する必要があるため、在外選挙人証が市区町村選挙管理委員会から返送されるまで、「在外公館投票」をすることができません。ご注意ください。

4. なお、一時帰国などで、日本国内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日から4ヶ月が経過した場合など、在外選挙人名簿から抹消されると在外投票をすることはできません。在外選挙人名簿から抹消された場合は、在外選挙人名簿登録申請を改めて行う必要があります(登録には、通常2ヶ月ほどかかります。)

在外選挙制度や投票方法等の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。当館までお問い合わせください。

外務省ホームページ「在外選挙」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

総務省ホームページ「在外選挙制度について」

<https://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所: 2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話: 202-238-6700(代表)

HP: [https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

©新型コロナウイルス関連情報はこちら

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html)

©領事メールのバックナンバーはこちら

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji\\_mail.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_mail.html)